

# 社会福祉法人 栄光福祉会

## 身体拘束等適正化の為の指針

### 1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

- ① 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしないケアの実施に努めることとする。
- ② 「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別ケアを重視したサービス提供の質の向上を目指し、その結果として身体拘束等の廃止に繋げるものとする。

### 2 人権擁護及び虐待防止委員会及びその他の組織について

当法人には利用者の人権を擁護するために ・虐待防止委員会 ・身体拘束適正化委員会の2つの組織が設置されている。

### 3 身体拘束適正化のための職員研修について

当法人では ・定期的な教育・研修の実施(年2回) ・新採用・転入職員を対象とした、人権を尊重したケアの実施を目的とする研修 ・その他必要な教育・研修を実施している。  
※身体拘束等：身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと

### 4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法について

当法人では、身体拘束を行った場合の実施状況について、年2回の ・虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会に報告しなければならない。

### 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たした上で、別紙・フローチャートの手続きをとる。

### ① ケース会議の実施

標記の要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束の方法、経過 観察の方法等について、実施の際に支援をする職員により協議を行う。協議結果については、拘束を実施する利用者が属する所属長及び施設長に速やかに報告する。

### ② 利用者本人や家族に対しての説明

早急に後見人又は親族に連絡を取り、了解を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡し、了解を得る。

### ③ 報告

実施後、速やかに所属長及び施設長に報告するとともに、継続して拘束が必要となる場合は、ケース会議において手続きを行う。

### ④ 記録と再検討

身体拘束を行った場合には、支援手順書兼身体拘束の記録用紙に記載する。拘束を行った場合は、拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。記録は5年間保存する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法については随時検討する。

### ⑤ 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。

## 6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えおき、ご利用者様ご家族が閲覧できるようホームページに掲載する。

附則 この規定は令和4年4月1日より施行する。

## ■身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、ケアの工夫のみでは十分に対処出来ないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

### 1. 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体的拘束適正化委員会」で検討、確認し記録しておく。

#### 切迫性

利用者本人、又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

\* 「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

#### 非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

\* 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、高速の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

#### 一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

\* 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。